

第5次沖縄市障がい者プラン 〈改訂版〉

第5次沖縄市障害者計画・第7期沖縄市障害福祉計画・第3期沖縄市障害児福祉計画

【 わかりやすい版 】



令和6年3月

沖縄市

しょう しゃ 障がい者プランとは？



おきなわし ねん しょう しゃ
沖縄市では、3年ごとに「障がい者プラン」をつくっています。

しょう しゃ おきなわし す しょう
「障がい者プラン」とは、沖縄市に住んでいる障がいのある人が住
み慣れた地域で、あんしん く そうだんしえん かん
み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう相談支援に関するこ
や福祉サービスなど、いろいろ しく
や福祉サービスなど、色々な仕組みやサービスについてまとめた
けいかく
計画のことです。

けいかく もっと だいじ 計画で最も大事にすること

しょう ひと しょう ひと くら しえん はいりよ ひつよう
障がいがある人は、障がいのない人と比べて、支援や配慮が必要になることがあります。

わたし みな ささえ あ くら しょう
私たちはみな支え合って暮らしています。障がいがあることによって、暮らしの中で、
さべつ い きづらさ かん ちから か
差別や生きづらさなどを感じるのであれば、力をあわせて変えていかなければなりません。

ひと ひとり ちが ぜんてい たが みと あ たが さんちよう くら
人は一人ひとり違いがあることを前提に、互いを認め合い、互いに尊重しあって暮らすこ
とがあたり前のまちになることを目指しています。

<きほんりねん>

しょう う む じんけん さんちよう
障がいの有無にかかわらず、人権を尊重し、
だれもがあんしん く ふくしぶんか
だれもが安心して暮らせる福祉文化のまち



と く すす かくしさく おうだんてき してん 取り組みを進めるために(各施策の横断的な視点)

けいかく さまざま と く こうかてき すす かんが つぎ とお
計画の様々な取り組みを効果的に進めるための考え方を次の通りとします。

(1) しょう しゃ い し け っ て い し え ん ごうりてきはいりよ 障がい者の意思決定の支援と合理的配慮

しょう しゃ かん しきく さくていおよ じっし ほんにん かぞくとう かんけいしゃ いけん き
障がい者に関する施策の策定及び実施にあたっては、本人や家族等の関係者の意見を聴く
など、その意見を尊重するよう努めます。

しょう しゃほんにん いし ひょうめい そうだんとう いし け っ て い し え ん
また、障がい者本人がその意思を表明することができるよう、相談等による意思決定の支援
とともに、何らかの配慮を求める声があった場合に、負担になりすぎない範囲で困りごとを取り
のぞ 除くことに努めます。

(2) こせい ちが みと とも ささ しゃかい インクルーシブな(個性や違いを認め共に支えあう)社会づくり

しょう しゃ ちいき あんしん せいかつ しみんどうし ささ あ ほぐく しょう
障がい者が地域で安心して生活するためには、市民同士の支え合いを育むこと、障がい
当事者や保護者、支援者等が地域の人達と日常の中で関わることが重要と考えます。

せいべつ じんしゆ みんぞく こくせき しゅっしんち しゃかいできちい しょう うむ ちいき こりつ
性別や人種、民族や国籍、出身地や社会的地位、障がいの有無などにより地域から孤立した
り、排除されたりしないインクルーシブな社会づくりを目指します。

(3) ちいききょうせいしゃかい じつげん 地域共生社会の実現

しょう およ しょう しゃ たい しみん りかい そくしん けいはつとう おこな しょう
障がい及び障がい者に対する市民の理解を促進するための啓発等を行います。障がいの
うむ にかかわらず たが じんかく こせい そんちよう あ りかい あ ちいき かだい わ こと
有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら、地域の課題を「我が事」
としてとらえ、「支え手側」と「受け手側」に区分することなく、互いに支え合いながら生きていける
ちいききょうせいしゃかい じつげん めざ
地域共生社会の実現を目指します。



基本目標

施策の方向

施策

<p>I 共に支え合う社会の実現</p>	<p>1相談支援体制の充実</p>	<p>(1)専門的な相談支援の充実 (2)多様な相談支援体制の整備</p>
	<p>2情報提供等の充実</p>	<p>(1)多様な情報提供の充実 (2)意思疎通支援の充実</p>
	<p>3権利擁護の推進</p>	<p>(1)権利擁護のための支援 (2)障がい者(児)虐待の防止と適切な対応</p>
	<p>4支え合いの心を育む啓発の推進</p>	<p>(1)福祉教育の推進 (2)交流機会の創出 (3)ボランティアの育成と活動の充実</p>
<p>II 安心・快適に暮らせ、共に学び活動できる社会の実現</p>	<p>1人にやさしいまちづくり</p>	<p>(1)快適な公共施設等の整備・促進 (2)居住サポート及び住宅の改修 (3)防災、防犯対策の推進 (4)選挙時における配慮の充実</p>
	<p>2保育、教育、療育等の充実</p>	<p>(1)インクルーシブ教育システムの構築 (2)療育及び発達支援の充実 (3)特別支援教育等の推進 (4)学校・関係機関等との連携強化 (5)放課後・休業期間における活動の充実等</p>
	<p>3地域生活を支える体制の充実等</p>	<p>(1)地域移行及び定着を支える体制の充実</p>
<p>III 自立した生活と社会参加の実現</p>	<p>1疾病の予防並びに障がいへの早期対応</p>	<p>(1)乳幼児の「発達の気になる児」の早期発見及び早期支援 (2)学齢期の精神保健対策の充実 (3)生涯を通じた健康づくりの推進</p>
	<p>2日常生活を支える福祉サービスの充実と医療制度の周知</p>	<p>(1)障がい福祉サービスの充実 (2)医療情報提供体制の充実</p>
	<p>3雇用の拡大及び就労支援の充実</p>	<p>(1)雇用拡大に向けた取り組み (2)就労支援の充実等</p>
	<p>4社会へ参加する機会の充実</p>	<p>(1)社会参加を促進するための支援 (2)スポーツ・レクリエーション活動の支援 (3)文化芸術活動等への参加促進 (4)生涯学習の充実</p>

だい じ おきなわししやう しゃ かいいていばん ないやう 第5次沖縄市障がい者プラン〈改訂版〉の内容

1 とも ささ あ しゃかい じつげん 共に支え合う社会の実現

そうだんし えんたいせい じゅうじつ 相談支援体制の充実

- しょうがいのあるひとのじょうたいにおうじて、てきせつ しえん うけることができるように、そうだん たいせい じゅうじつ 体制を充実します。
- いろいろ かんけいしゃ あつ しょうがい しゃじりつしえんきやうぎかい 定期的にかいさい ちいき こんなんじれいとう にじゅうなん たいおう 対応していきます。
- いりやうてき かいさい ひつやう たち せいちやう おう 医療的なケアが必要なこども達が成長におうじて てきせつ しえん う 適切な支援を受けることができますようにします。



じやうほうていきやうとう じゅうじつ 情報提供等の充実

- しょうがいのある・なしにかかわらず、すべてのしみん ひつやう じやうほう う と じやうほう ていきやう じゅうじつ 必要な情報を受け取れるように、情報提供を充実します。

けんりやうご すいしん 権利擁護の推進

- けいやく や お金の管理、ふくし サービスを利用するときにしえん ひつやう 支援が必要になっても、けんり が守られるようにしえんたいせい じゅうじつ とく 体制の充実に取り組めます。
- だれ さいべつ ぎやくたい むし 誰からも差別や虐待(無視やいじめなど)をされることのないように、ちしき かんが かつ ひろ さいべつ かいしやう とく 知識や考え方を広めて差別の解消に取り組めます。



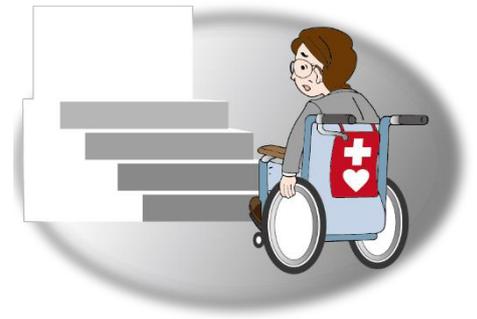
ささ あ ところ はくく けいはつ すいしん 支え合いの心を育む啓発の推進

- しょうがいがあるひとへのりかい ふか 理解を深め、すべてのしみん ささ あ 支え合いながらともく らしていくために、しょう ちゅうがっこう ふくし きやういふ つう こうりゆう おこな 小・中学校での福祉教育やイベントを通じた交流を行います。
- しょうがいがあるひと ひと ともく らしやす いしゃかい すす 支え合いがない人も共に暮らしやすい社会づくりを進めます。

2 安心・快適に暮らせ、共に学び活動できる社会の実現

人にやさしいまちづくり

- 公共施設、道路、公園などのバリアフリー化を進めていきます。その際には、障がい当事者の意見を踏まえ整備を進めます。
- 住宅のバリアフリー化と住まいの確保を支援します。
- 災害時に自分で避難することが困難でも、地域の人々が支えてくれるような避難支援体制づくりを進めます。



保育、教育、療育等の充実

- 障がいのある・なしにかかわらず、みんなが共に教育を受けられる環境をつくり、学ぶことを支援します。
- 一人ひとりの特性にあった保育や教育を行い、子育てに関する相談・支援を行います。
- 発達の気になる子や支援が必要な子について、必要に応じて相談や情報提供を行い、適切な支援が受けられるようにします。



地域生活を支える体制の充実等

- 台風や介護者が急病で不在などの緊急時の受け入れや相談、体験の場となる地域生活支援拠点の機能を充実します。
- 色々な関係者が集まり、精神障がいがある人が地域で安心して暮らしていくための話し合いができる場をつくりまします。

3 自立した生活と社会参加の実現

疾病(病気)の予防並びに障がいへの早期対応

- 発達が気になる児の早期発見・早期支援に取り組みます。また、関係機関と連携し、成長に応じた切れ目ない支援が受けられるようにします。
- 病気による障がいを予防するため、市民の健康づくりを支援します。

日常生活を支える福祉サービスの充実と医療制度の周知

- 障がいのある人が地域で安心して生活ができるように、日常生活を支える福祉サービスの充実に取り組みます。
- 福祉サービスの質の向上を進めます。また福祉人材の育成、確保に努めます。
- 医療費助成について、広報紙やパンフレットを活用して制度を周知します。

雇用の拡大及び就労支援の充実

- 色々な関係者が集まって障がいのある人の働き方を考え、一人ひとりにあった働く場の環境づくりに向けた支援に努めます。
- 農家の人手不足解消と、障がい者の働く場づくりに向け、農家と福祉事業所が協力するように努めます。



社会へ参加する機会の充実

- 障がいのある人の社会参加の機会を充実するため、ヘルパーを派遣して外出支援を行います。
- 障がいのある人もスポーツや文化芸術活動を楽しむことができるように、環境づくりなどの支援をします。



第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間の目標を定めました。

1. 入所施設から出て地域で生活が送れるようにします。

地域生活で生活することができる入所施設の利用者が地域で暮らせるように、住まい(グループホーム)を増やすなどの取り組みを進めます。

入所施設から出て地域で暮らし始める人数	ふたり 2人
令和8年度末(2026年度末)の入所施設にいる人数	197人

2. 精神障がいのある人も安心して地域で生活できる仕組みをつくりまします。

精神障がいのある人の地域での暮らしを支える仕組みづくりに向け、保健、医療、福祉関係者で話し合う場を令和6年度(2025年度)中に設置します。

仕組みをつくるため、医師や支援者と話し合いをする回数	ねんかん かい 1年間に4回
話し合いに参加する関係者の人数	かい 1回あたり8人

3. 地域生活支援拠点等の機能を充実します。

地域生活支援拠点の相談、救急時の受け入れ機能に続き、体験の機会、地域づくりなどの機能の確保を進めます。また令和7年に強度行動障がい者への支援体制の整備に努めます。

地域生活支援拠点コーディネーターの配置人数	れいわ ねんど めいはいち 令和7年度に1名配置
-----------------------	-----------------------------

4. 福祉施設などから会社へ就職できるように支援します。

沖縄市自立支援協議会就労部会等や就労支援事業所の支援力の強化を図ります。令和3年度の年間一般就労移行者数(44人)の1.3倍(57人)を目標とします。

令和8年度(2026年度)に福祉施設から会社へ就職する人の数	57人
令和8年度(2026年度)に就労移行支援事業から会社へ就職する人の数	40人
令和8年度(2026年度)に就労継続支援A型から会社へ就職する人の数	4人
令和8年度(2026年度)に就労継続支援B型から会社へ就職する人の数	15人
令和8年度(2026年度)に就労定着支援事業の利用する人の数	41人

5. 障害のある子どもへの支援を行います。

じどうはつたつしえん かず 児童発達支援センターの数	かしよ 1箇所
しょうがいのある子どもが通う保育所などを訪問して支援するサービス	じゅうじつ 充実
おもいしょうがいのある子どもを支援する児童発達支援事業所	かくほず 確保済み
おもいしょうがいのある子どもが放課後に通える放課後等デイサービス事業所	かくほず 確保済み
いりょうてき じどう かん 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	ひとり 1人
ペアレントプログラムなどの開催回数	ねん かい 年9回

6. 困りごとを相談できる体制を充実します。

おきなわしきかんそうだんしえん ちゅうしん こま しょうだん たいせい じゅうじつ
沖縄市基幹相談支援センターを中心に困りごとを相談できる体制を充実します。

きかんそうだんしえん そうだんしえんじぎょうしょ しどう じよげん けんすう 基幹相談支援センターが相談支援事業所に指導・助言する件数	ねん けん 年100件
きかんそうだんしえん はいち しゆにんそうだんしえんせんもんいん かず 基幹相談支援センターに配置する主任相談支援専門員の数	にん 3人
そうだんしえんじぎょうしょ さんかく じれいけんとうかいすう 相談支援事業所の参画による事例検討回数	ねん かい 年1回

7. 障害福祉サービスの質を高めます。

おきなわけん じっし けんしゅうとう さんか しやくしよしよくいん かず 沖縄県が実施する研修等へ参加する市役所職員の数	にん 5人
しょうがいしゃじりつしえんしんさしはらいとう しんさけつ か ぶんせき かんけいしゃ きょうゆう 障害者自立支援審査支払等システム審査結果を分析し、関係者と共有する たいせい こうちく 体制を構築する	れいわ ねん 令和8年

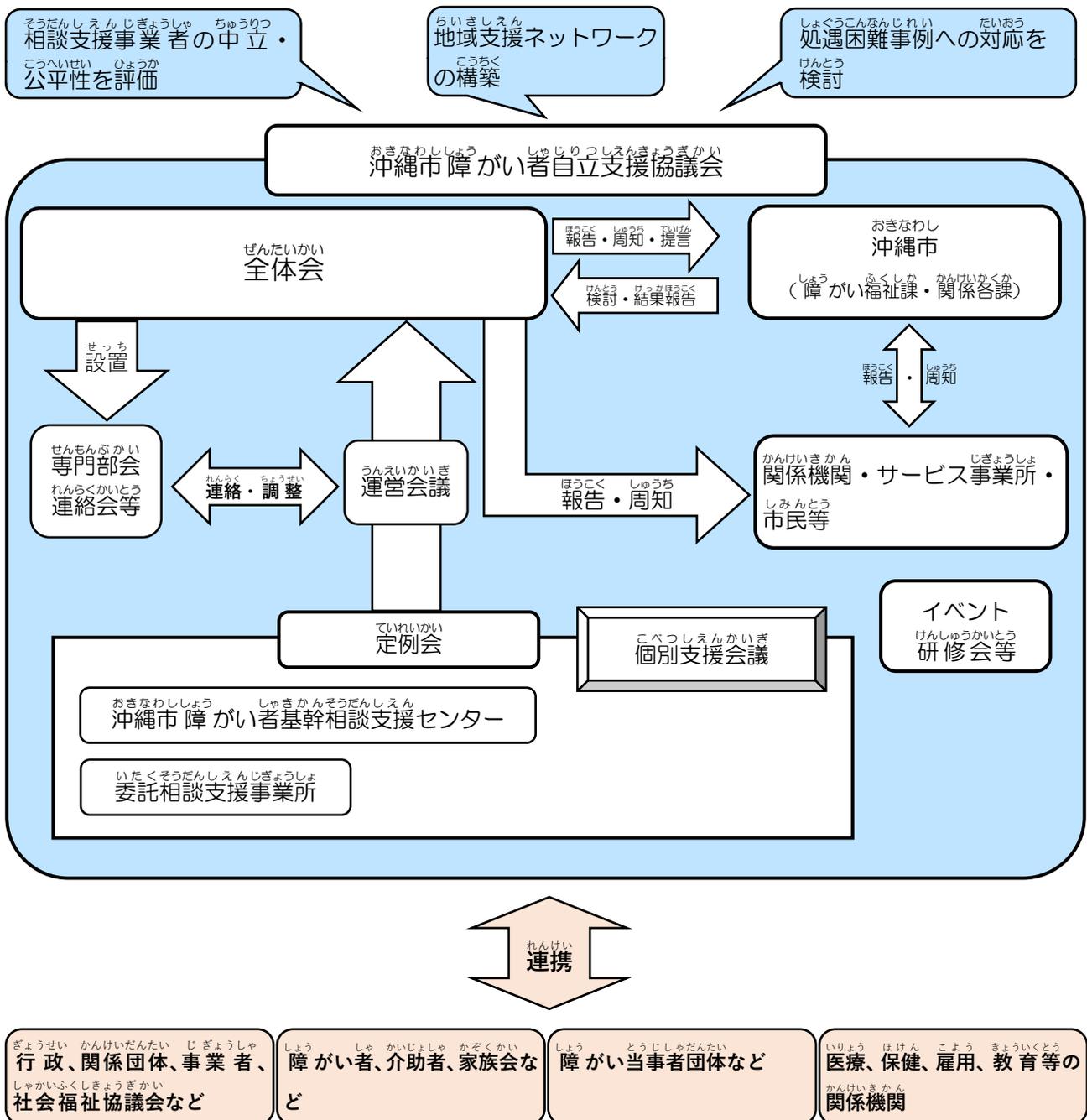


けいかく すいしん 計画の推進にあたって

1. 地域ネットワークの構築と連携による推進体制の充実

障がい者が地域で生活していくために、地域の各支援機関が連携することでいろいろな困りごとに素早く応えていく必要があります。

障がい者が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるため、個別支援会議等を通じて地域課題を整理し、課題別解決策を考えます。また取り組みの評価を行いながら計画を進めていきます。



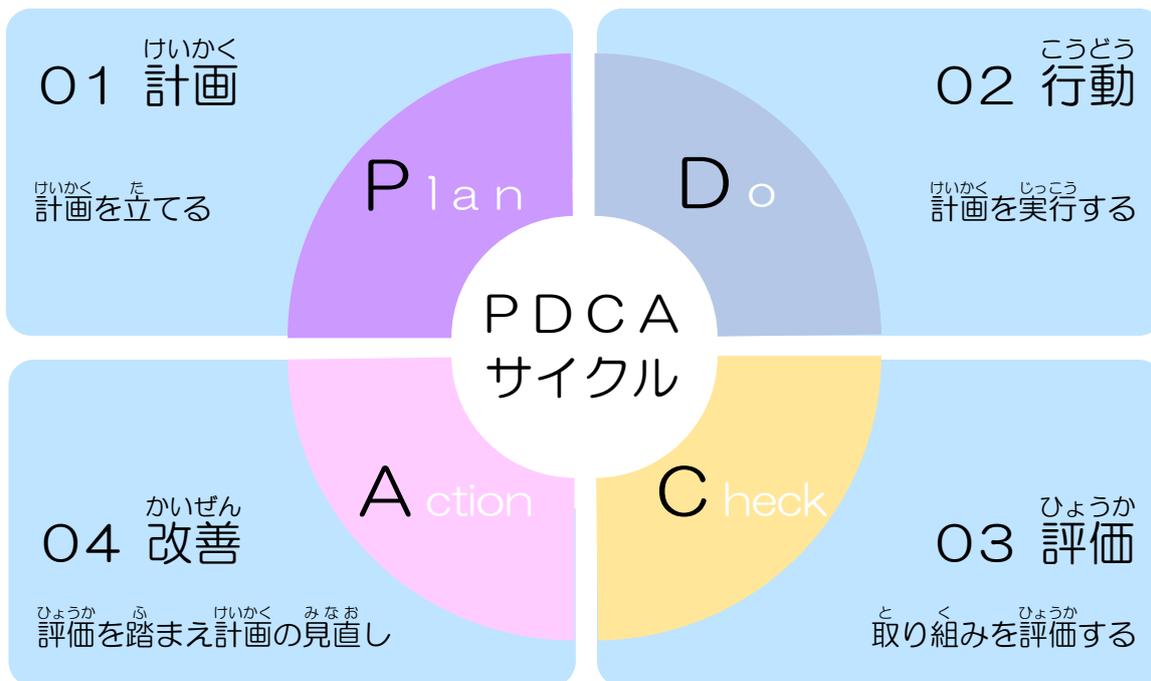
2. 行政機関内でのネットワークの構築と連携、役割分担

健康福祉部各課、就労、教育、まちづくり等にかかる施策や事業を推進していくために、
沖縄市役所全体で協力し、計画の推進を図ります。

また、国や沖縄県と協力し図りながら福祉のまちづくりを推進します。

3. 計画の進捗管理

本計画は、PDCAサイクルで進行管理を行います。年度ごとに各施策・事業の進捗状況や
現状、課題等を整理し、沖縄市障がい者自立支援協議会及び沖縄市福祉のまちづくり推進懇
話会障がい福祉部会に報告を行い、会議からの助言等を踏まえた改善を進めることで、施策等
の一層の充実に努めていくものとします。



発行年月 令和6年3月

発行 沖縄市 健康福祉部 障がい福祉課

住所: 〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

電話: 098-939-1212

